

平成17年4月

お客様各位

社団法人 日本試薬協会

試薬の空容器等の引き取り要請への対応について

試薬の使用済空容器等(ガラス瓶、ポリ瓶、金属缶等の直接容器、並びにダンボールケース等の外装容器)の引取りのご要請につきましては、関連法規制遵守の立場から(社)日本試薬協会として、下記の統一方針を確認し、実施していくこととなりました。

お客様各位におかれましては、試薬が持っている特徴を十分にご理解され、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

◆試薬の使用済空容器等については、原則的にお引取りをお断りいたします。

試薬は、当ホームページでも『試薬とは』でご説明しておりますように、主に企業の研究所や大学、試験検査所等で試験・研究を目的に使用されるもので、一般家庭で消費・廃棄されるものではないため、『容器包装リサイクル法』の対象外となっております。

企業等の事業活動に伴って発生する使用済空容器等は、お客様の産業廃棄物に該当することになり、遵法に基づく適正な処理が求められることになります。

また、試薬には多数の毒物または劇物該当品があり、有害性や危険性について十分な知識が得られていない物質が含まれています。このため、洗浄済の空容器等でも洗浄しきれず付着している薬品によって取扱い中に思わぬ事故を招く恐れがあります。

これらの理由から、使用済空容器等のお引取りをお断りしています。

◆但し、お客様のやむを得ない事情によっては空容器の引取りにご協力いたします。

現在、既に協会加盟会社と空容器引取りを実施されているお客様や、環境管理活動の方針等を定めておられるなど、お客様のご事情により空容器引取りをご要請される場合につきましては、遵法体制を構築の上、空容器引取りにご協力をいたします。

但し、空容器引取りにおける遵法処理を行うために、お客様と取扱会社とで空容器引取りに関するご契約を締結させていただくことと、産業廃棄物処理の適正化が叫ばれていることから、お客様におかれましては実費相当分のご負担をお願いしたいと存じます。

◆試薬協会としては今後とも試薬の品質管理、安全管理に努めてまいります。

試薬協会加盟各社は、今後とも安定的な品質管理体制のもとで、試薬の包装材料、包装仕様の見直しやリンク容器の採用、物流安全対策、容器再生処理の推進などに取り組んでまいります。

当然ながら試薬の中には有害性、危険性のあるものも含まれておりますので、これら試薬の販売、保管、取扱いにつきましては関連法規制を遵守し、適切な安全管理に努めてまいります。